

資料編

## 資料 1 岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者基本法第7条第3項に基づき岩見沢市における障がい者のための施策に関する基本的な計画(以下「計画」)の策定を目的として、岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者福祉施策の総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表
- (2) 福祉団体の代表
- (3) 各種関係団体(教育、医療、商工等)の代表
- (4) 有識者
- (5) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

### (運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

### (庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

## 資料 2

## 岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会名簿

選出区分	氏 名	所 属 団 体 など	備考
障がい者団体の代表 要綱第 3 条 第 2 項(1)	加茂 芳秋	岩見沢肢体障害者福祉協会 会長	
	山本 克光	岩見沢視力障害者福祉協会 会長	
	田栗 匡	岩見沢ろうあ協会 会長	
	砂川 邦男	岩見沢市手をつなぐ育成会 事務局長	
	中村 末太郎	岩見沢地方精神障害者家族連合会 会長	
福祉団体の代表 要綱第 3 条 第 2 項(2)	横田 明	岩見沢市社会福祉協議会 事務局長	
	小松 和子	岩見沢市ボランティアセンター 運営委員長	
	海老名 擴	北海道民生委員児童委員連盟 岩見沢市支部協議会 支部長	
各種関係団体（教育、医療、商工等） の代表 要綱第 3 条 第 2 項(3)	齊藤 硯三	岩見沢市教育研究所 所長	
	倉増 秀昭	岩見沢市医師会 理事	
	日浦 務	岩見沢商工会議所 議員	副委員長
有 識 者 要綱第 3 条 第 2 項(4)	中村 尚武	健康と福祉を高める市民会議 委員長	
	飛田 良孝	空知管内身体障害者連合 スポーツ振興協議会 会長	
	浅沼 裕市	北海道知的障害者施設協会 入院付添互助会運営委員	委員長
公募により選任された市民 要綱第 3 条 第 2 項(5)	石田 ルミ江		
	山田 雅弘		
	渡邊 直		

## 資料 3

## 岩見沢市障がい者福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 16 年 2 月 8 日 ~ 23 日	平成 15 年度障がい者福祉計画に係わるアンケート調査
平成 16 年 7 月	岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会委員選出
平成 16 年 8 月 26 日	第 1 回岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会
平成 16 年 9 月 29 日	第 2 回岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会
平成 16 年 10 月 18 日 "	岩見沢市障がい者福祉計画懇談会（身体障がい者関係者） "（知的障がい者関係者）
平成 16 年 10 月 19 日 "	"（ボランティア団体） "（精神障がい者関係者）
平成 16 年 10 月 26 日	第 3 回岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会
平成 16 年 11 月 30 日	第 4 回岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会
平成 17 年 1 月 19 日	第 5 回岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会
平成 17 年 2 月 16 日	第 6 回岩見沢市障がい者福祉計画策定委員会
平成 17 年 2 月 24 日	岩見沢市障がい者福祉計画（案）報告

## 資料 4

## 岩見沢市障がい者福祉計画懇談会

岩見沢市障がい者福祉計画の策定にあたり、市民の意見を幅広く求めるため、策定委員と、障がいのある方やご家族及びボランティア団体関係者との懇談会を開催しました。

### 1 開催日程

懇談会は、身体障がい者及びご家族など、知的障がい者及びご家族など、精神障がい者及びご家族など、ボランティア団体関係者に区分し、計 4 回開催しました。

期 日	会 場	対 象 者	参加者
10月18日(月)	岩見沢市 広域総合福祉センター	身体障がい者及び家族など	39名
		知的障がい者及び家族など	43名
10月19日(火)	南部連合会館	ボランティア団体関係者	18名
		精神障がい者及び家族など	26名

### 2 意見要旨

#### 身体障がい者及び家族等

#### (1) 外出について

- ・街中に身体障がい者トイレが少ない。24時間開いているコンビニとの連携も考えてほしい
- ・歩道がせまく歩きにくいところがある。
- ・ガイドヘルパーを制度化してほしい。

#### (2) 移動手段・バスについて

- ・多くの路線が乗り入れている停留所では、誤って間違っ路線に乗ってしまうことがあるので、路線をわかりやすく表示してほしい。バス乗車時など行き先案内のアナウンスを徹底してほしい。
- ・目が不自由なので、コミュニティバスを創設していただけるとうれしい。
- ・駅が利用しづらい。車を近くまで寄せられる、従来の形の方が良かった。送迎用の駐車場も冬期間雪山で狭い。
- ・クピド方面にスロープ付バスを走行してほしい。

### ( 3 ) 冬期間の暮らしについて

- ・バス停留所に雪が積もり、利用しにくい。
- ・バス停までの坂道にすべり止めの砂をまいてほしい。
- ・除雪の仕方に工夫を（右回り、左回り）

### ( 4 ) 生活のために

- ・自立支援センターを設けてほしい。  
パソコンを身につけることができると、自宅就業できる。勉強の場所がほしい。  
電話相談ができる窓口があると便利。
- ・市営住宅建築の際は、ユニバーサルデザインを考えてほしい。また、民間への援助も検討してほしい。
- ・居住場所を探すのがいちばんのネック。
- ・ケアハウスなど障がい者入居施設を考えてほしい。

## 知的障がい者及び家族等

### ( 1 ) 学校について

- ・特殊学級にも介助員が少なく、普通学級ではなかなか付けてもらえず担任にかける負担も大きい。
- ・市内に高等養護学校がほしい。
- ・児童館にあずけたいが、見てくれる人が少なく遠慮している。

### ( 2 ) 日常生活について

- ・乳幼児、児童の緊急あずかりに対応している施設がない。
- ・土日のデイサービスを行っていない。誘致か市で行ってほしい。
- ・グループホームを増やしてほしい。
- ・地域生活支援センター的なものが必要。
- ・ガイドヘルプの対応を整備してほしい。

### ( 3 ) 就職について

- ・就労支援センターがほしい。  
授産施設を出て就職しても戻ってくる。就労支援の方法を検討してほしい。
- ・岩見沢市の雇用状況の把握も必要。

#### ( 4 ) 社会参加について

- ・ 行事に参加するときにバスを利用したい。
- ・ 通所する際のバス料金に対する助成をしてほしい。
- ・ 行事を企画するが、会場を借りられない場合がある。市の施設を利用させてもらいたい。

#### ( 5 ) 計画について

- ・ 数値目標を盛り込むようにしてほしい。
- ・ 先進地の事例を参考にしてほしい。
- ・ 文言などをわかりやすい表現、振り仮名などの工夫をしてほしい。

### ボランティア団体関係者

#### ( 1 ) 障がい者支援のために

- ・ 相談に対応できる支援センターを設置してほしい。  
実施主体として、市が実施、ボランティア団体が実施と両意見  
支援センターの機能としての要望
  - ・ 話（面談）ができる部屋、料理ができる部屋など交流の機会を持つ部屋。
  - ・ 新しい建物の必要はなく、空き店舗でもかまわないと思う。
  - ・ 学生などが参加できるような場所にできたら良い。
  - ・ ボランティア参加者がいつも同じ。ボランティア養成の場とできたら良い。
  - ・ 利用者の意見を取り入れてほしい。
  - ・ 専門知識をもった人材派遣を望む。

#### ( 2 ) 障がい者の社会参加のために

- ・ 車いすトイレを利用しやすくしてほしい。いつでも利用できるように場所をわかりやすく表示してほしい。
- ・ 低床バスを普及してほしい。
- ・ 車いすで歩道を歩きづらい。都市計画マスタープランで考えてほしい。
- ・ 駅前通りの歩道整備を急いでほしい。
- ・ すべての障がい者が利用できるタクシー割引制度があると良い。
- ・ 福祉バスがほしい。
- ・ バス停で音声案内をしてほしい。

### ( 3 ) その他

- ・児童館をもっと利用しやすくしてほしい。土日の開館や利用年齢の拡大などを検討してほしい。
- ・障がい者の高齢化が進んでおり、市営住宅に手すりをつけてほしい。
- ・災害など緊急時連絡など検討してほしい。
- ・中途失聴者の講習会を開いてほしい。
- ・中途障がい者への対応を検討してほしい。

## 精神障がい者及び家族等

### ( 1 ) 行政に望むこと

- ・作業所への通所交通費の助成。身体障がい者や知的障がい者と同様の助成を。
- ・作業所が狭いので、公的機関に入れてほしい。
- ・収入を得るための就労の機会がほしい。
- ・相談窓口となる生活支援センターの設置。
- ・文化、スポーツ施設使用料の減免。
- ・市立病院デイケアから作業所へ移った人への給食サービスを望む。
- ・精神障がい者社会復帰施設を設置してほしい。
- ・計画には精神障がいの分野で一項目つくってほしい。
- ・地域との交流が行えるよう交流会を開催してほしい。
- ・社会復帰施設をつくってほしいが、できなければ共同住宅をつくってほしい。
- ・数値目標がないと計画ではないので、つくってほしい。
- ・作業所が 10 年後 1 ヶ所ではおかしい。

### ( 2 ) 当事者・家族より

- ・毎年同じ話を繰り返してきたが、今日の話し合いを土台に施策を進めてほしい。
- ・就職が難しい。企業の理解を得るため、「精神保健講座」に会社の社長の参加を求めるなどして、障がい者への理解・意識を高めてほしい。
- ・岩見沢市の福祉は遅れている。精神ボランティア団体が 1 つしかない。



## 資料5 平成15年度障がい者福祉計画アンケート調査概要

岩見沢市障がい者福祉計画の策定にあたり、広く市民の意見を求めるため、平成15年度（平成16年2月8日～23日）にアンケートによる調査を行い、計画策定に反映しました。アンケート結果の概要は以下のとおりです。

### 1 調査内容

#### (1) 調査対象

表 1-1 調査対象

区 分	対象者数	調査対象選定基準
身体障がい者	3,937 人	身体障がい者手帳の所持者
知的障がい者	477 人	療育手帳の所持者
精神障がい者	186 人	精神障がい者保健福祉手帳の所持者
一般市民	1,000 人	障がい者を除いた市民から無作為抽出
合 計	5,600 人	

#### (2) 回収状況

表 1-2 回収状況

区 分	対象者数	回答者数	回収率
身体障がい者	3,937 人	2,328 人	59.1%
知的障がい者	477 人	267 人	56.0%
精神障がい者	186 人	110 人	59.1%
一般市民	1,000 人	436 人	43.6%
合 計	5,600 人	3,141 人	56.1%

## 2 分野別調査結果概要

### (1) 生活支援

#### 障がいに関する相談機関・相談相手

「障がいについての相談機関や相談相手」としては、身体障がい者では「市役所の窓口」が最も多く 39.6%で、次いで医療機関の 32.1%となっています。知的障がい者については「福祉施設」が最も多く 35.2%、「市役所の相談窓口」の 24.7%、精神障がい者については「医療機関」が 48.2%、次いで「市役所の相談窓口」28.2%となっています。(図 1-1-1・図 1-1-2)

図 1-1-1 障がいについての相談機関・相手

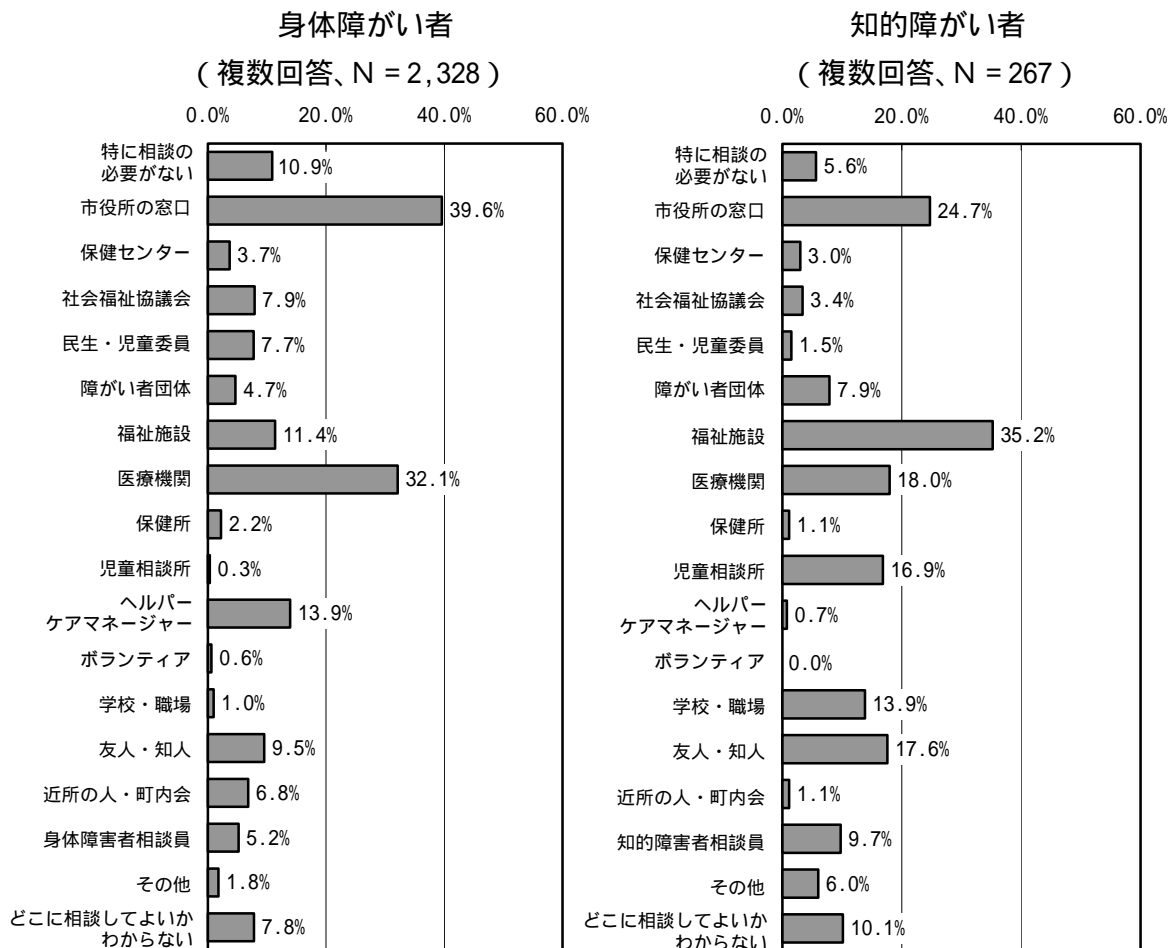
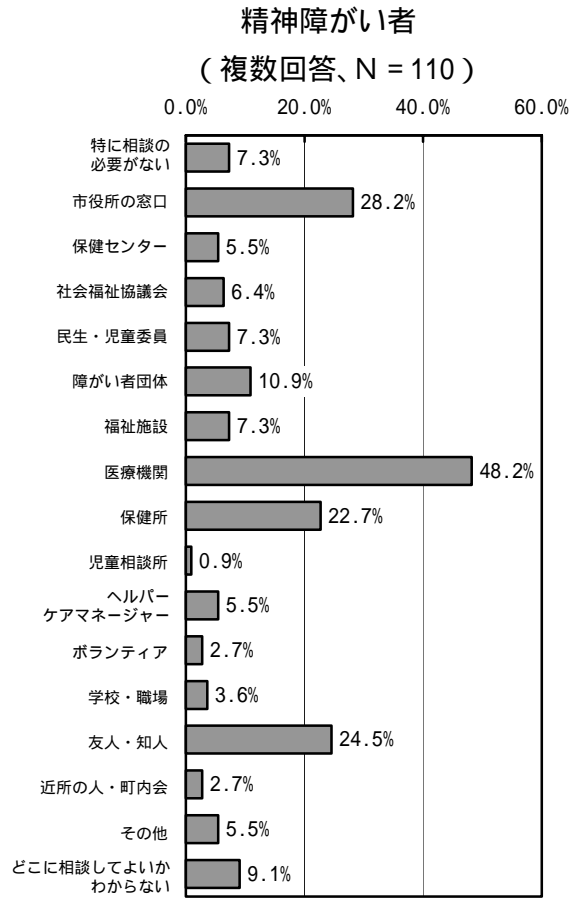


図 1-1-2 障害についての相談機関・相手



## 手助けの状況

「普段の生活で手助けをしてくれる人」についてたずねたところ、身体障がい者では「配偶者」、知的障がい者および精神障がい者については「父母」との答えが多く見られました。また、「手助けしてくれる人の年齢」については、身体障がい者では60代~70代が45.3%、知的障がい者では40代~50代が51.7%、精神障がい者では60代~70代が58.5%を占めています。(図1-2-1~図1-2-3)

「項目別の手助け必要状況」では、すべての障がい者に共通して必要度が高いのは「家事(掃除・洗濯など)」となっています。現在、ホームヘルプサービスを利用している人はいずれの障がい者も1割に達していませんが、今後の利用希望については、およそ2割が家事援助を含め、何らかのサービスを受けたいと答えています。

図1-2-1 普段の生活で手助けをしてくれる人とその年齢 身体障がい者

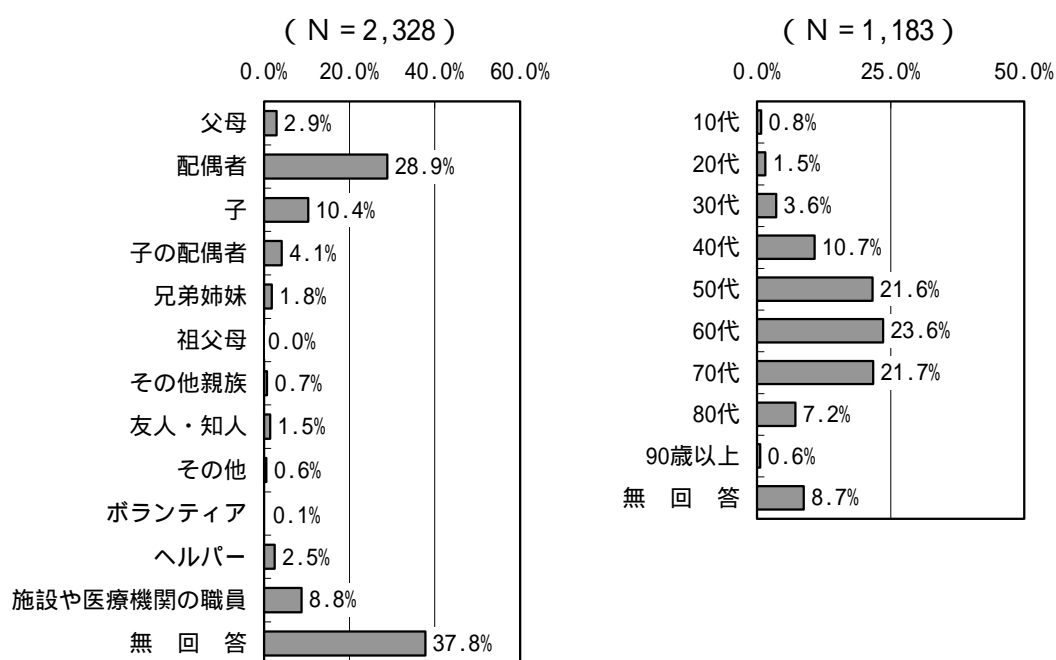


図 1-2-2 普段の生活で手助けをしてくれる人とその年齢 知的障がい者

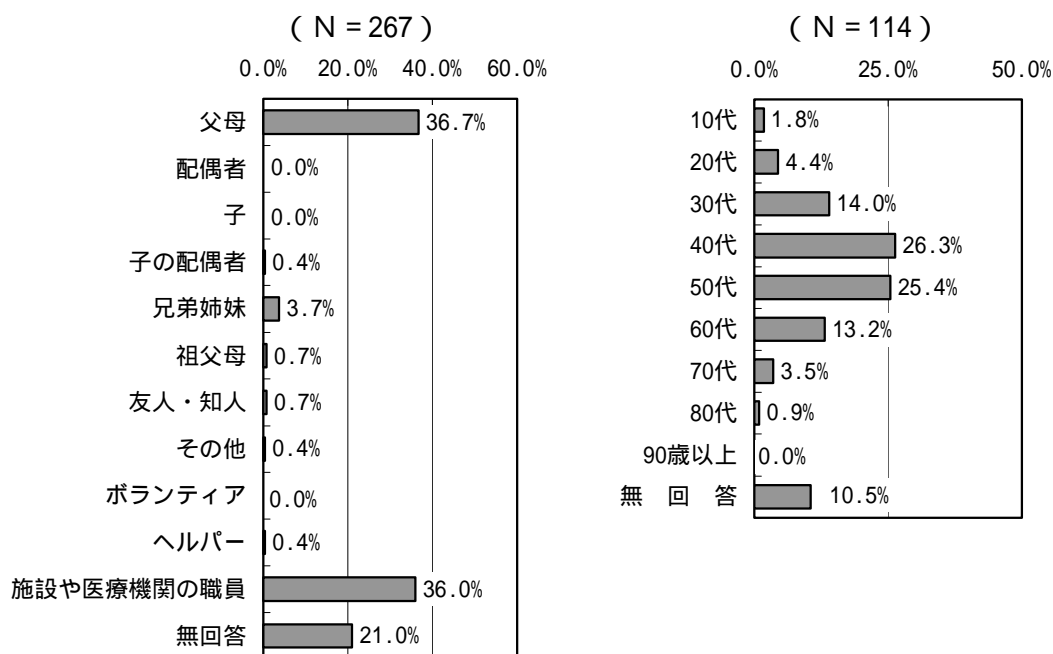
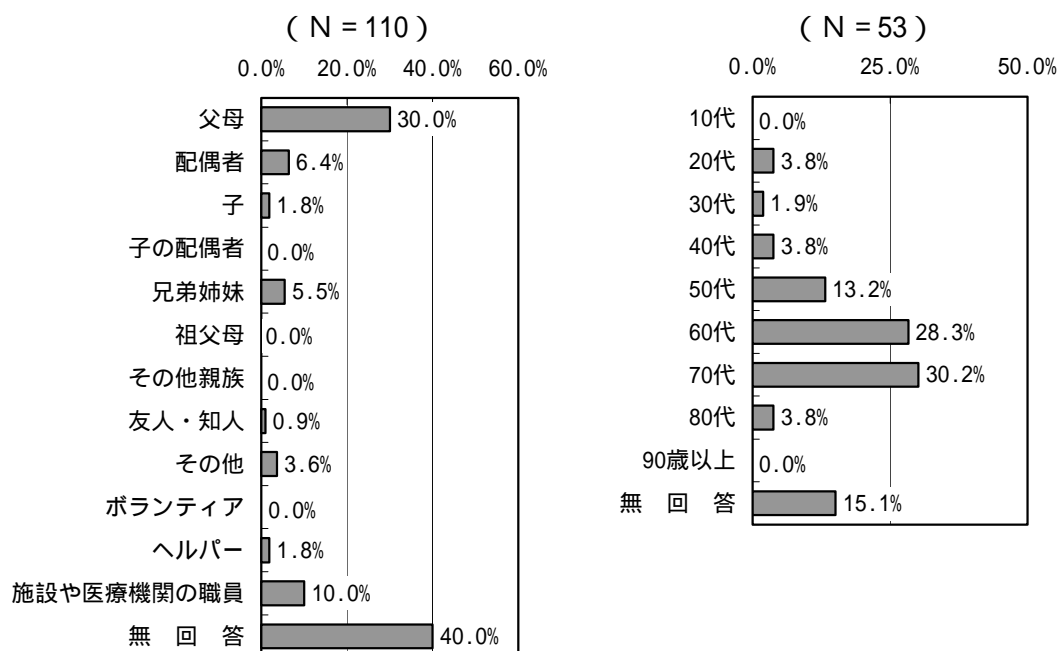


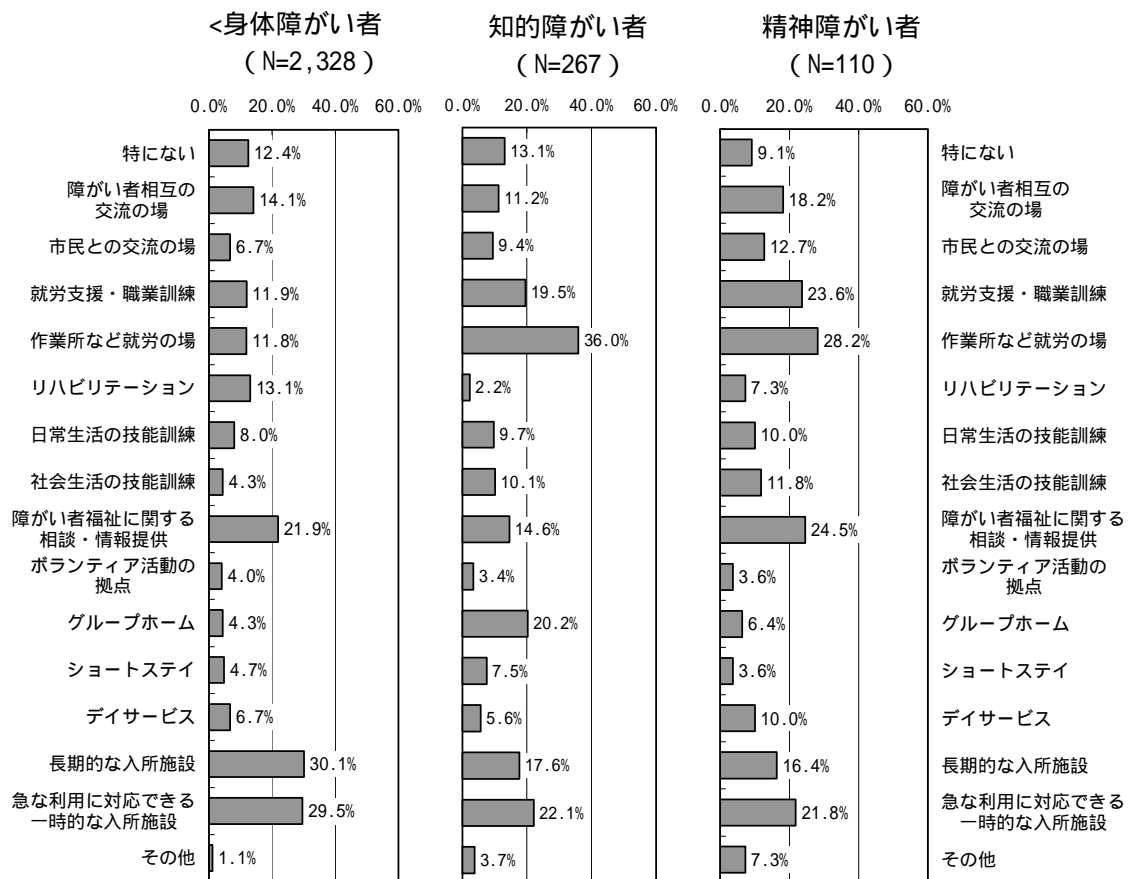
図 1-2-3 普段の生活で手助けをしてくれる人とその年齢 精神障がい者



## 福祉施設に求める機能

「福祉施設に求める機能」として最も回答が多かったのは、身体障がい者では「長期的な入所施設」の30.1%で、知的障がい者と精神障がい者は、ともに「作業所など就労の場」をあげており、それぞれ36.0%と28.2%を占めています。「急な利用に対応できる一時的な入所施設」の割合も高く、身体障がい者で29.5%、知的障がい者で22.1%となっています。(図 1-3-1)

図 1-3-1 福祉施設に求める機能（複数回答）



## (2) 保健・医療

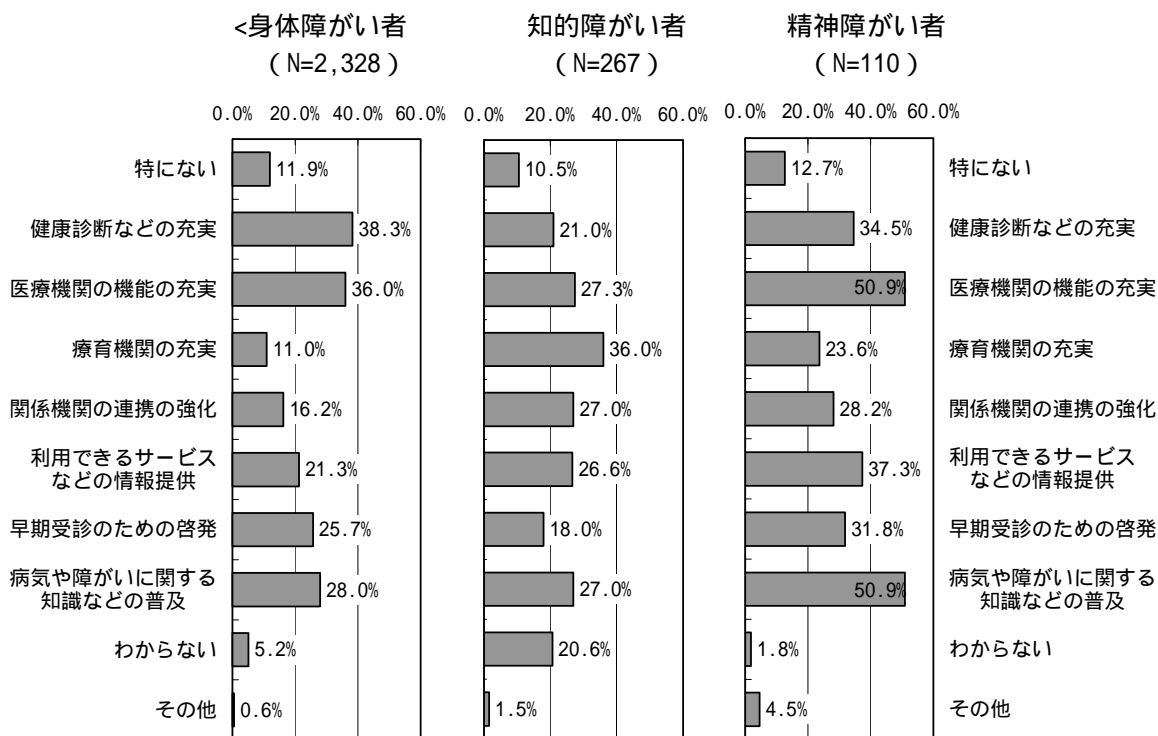
身体障がい者を対象に、「日常生活に最も影響の大きい障がいの原因」をたずねたところ、「後天性の疾病や事故等」が4割を占めています。また、それらの発生時期は60歳代が2割を占め、次いで50代、40代の順となっています。

すべての障がい者を対象とした質問として、「普段の生活で不便や不安を感じること」として、「病気・けが」との回答が知的障がい者と精神障がい者ではともに最も多く、身体障がい者では2番目に多い結果となっています。

「健康のために普段から心がけていること」については、すべての障がい者ともに「規則正しい生活」との答えが最も多く、次いで「バランスの良い食事」となっています。

「障がいの原因の早期発見・早期療育を進めるために有効と考えられるもの」として、最も回答の多かったのは、身体障がい者では「健康診断などの充実」の38.3%、知的障がい者では「療育機関の充実」の36.0%、精神障がい者では「医療機関の機能の充実」と「病気や障がいに関する知識などの普及」がそれぞれ50.9%となっています(図2-1-1)。

図2-1-1 早期発見・早期療育を進めるために有効と考えられるもの



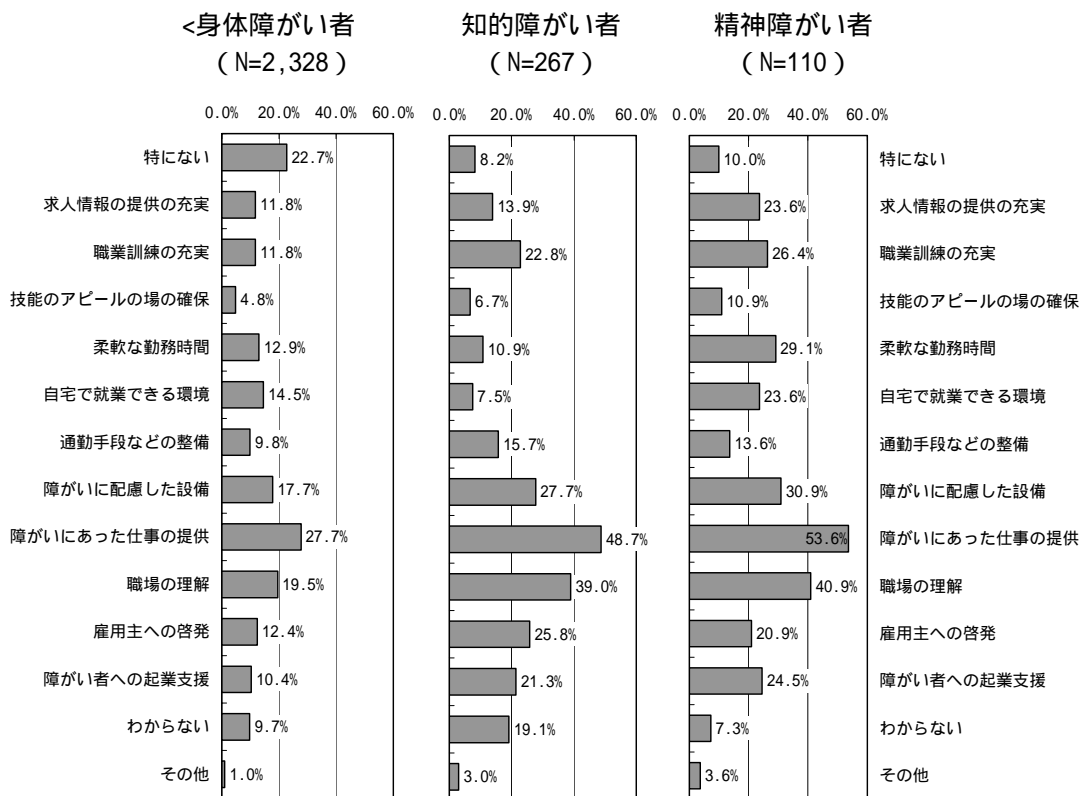
### (3) 教育・育成

障がい者の教育・育成に関し、「障がいの早期発見・早期療育を進めるために有効と考えられるもの」についてたずねたところ、知的障がい者の回答としては「療育機関の充実」が最も多く、36.0%を占めています。(図 2-1-1)(再掲)

### (4) 就労支援

「就業機会や就業意欲の向上に必要なこと」については、いずれの障がい者も「障がいにあった仕事の提供」を最も多くあげ、身体障がい者で 27.7%、知的障がい者で 48.7%、精神障がい者で 53.6%となっています。次いで「職場の理解」の割合が高く、知的障がい者と精神障がい者ではおよそ 4 割を占めています。(図 3-1-1)

図 3-1-1 就業機会や就業意欲の向上に必要なこと





(5) 啓発・広報

ボランティアへの関心度・手助けの経験の状況

一般市民を対象に、「ボランティアに対する関心の有無」をたずねたところ、「関心を持っている」という人は約7割を占めているものの、「ボランティア活動の参加の有無」については、「ある」との回答が3割に満たない結果となっています。

同じく、一般市民を対象に「障がい者に対する手助け(小さなものを含む)の経験の有無」をたずねたところ、約4割の人が「ない」と答え、その理由の約8割が「機会がなかったから」となっています。

相互理解やボランティア活動の活性化に対する考え方

「地域住民と障がい者の相互理解を深めるために必要だと思われること」との問いに対し、身体障がい者では「障がい者自身の積極的な地域への参加」との回答が最も多く22.8%、次いで「地域行事などへの障がい者の参加に対する配慮」が21.4%、知的障がい者については、「交流の機会の増加」が最も多く31.5%、次いで「学校等における福祉教育」の29.2%、精神障がい者については、「交流機会の増加」の30.9%、「行政などの啓発」の27.3%の順となっています(図4-1-1)。

「ボランティア活動を活発化するために必要だと思うこと」として、障がい者全体でみると、「ボランティア組織の育成と支援」が25.8%を占め、次いで「情報提供や相談窓口の充実」が25.3%となっています。(図4-1-2)

図4-1-1 地域住民と障がい者の相互理解を深めるために必要だと思われること

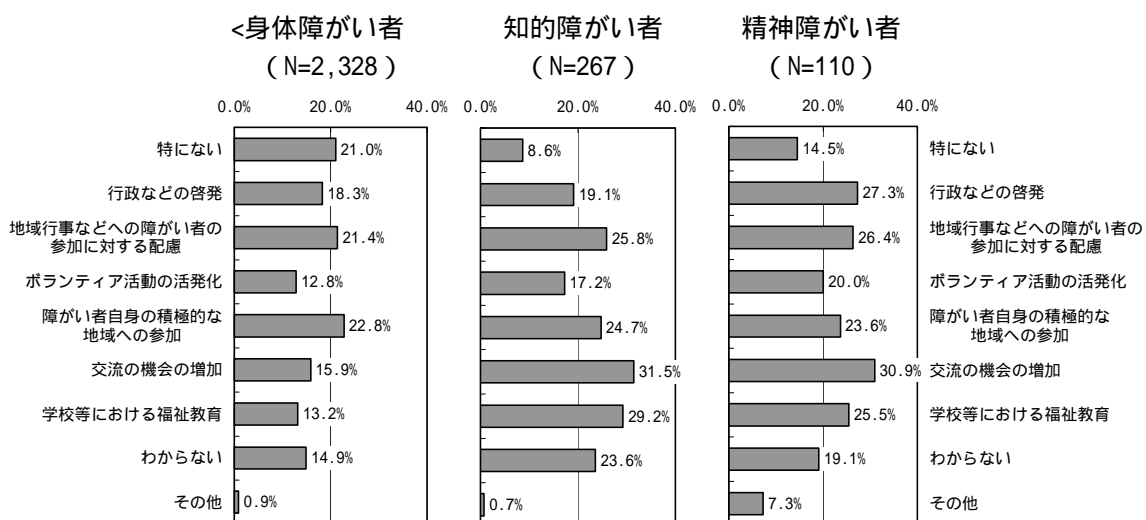
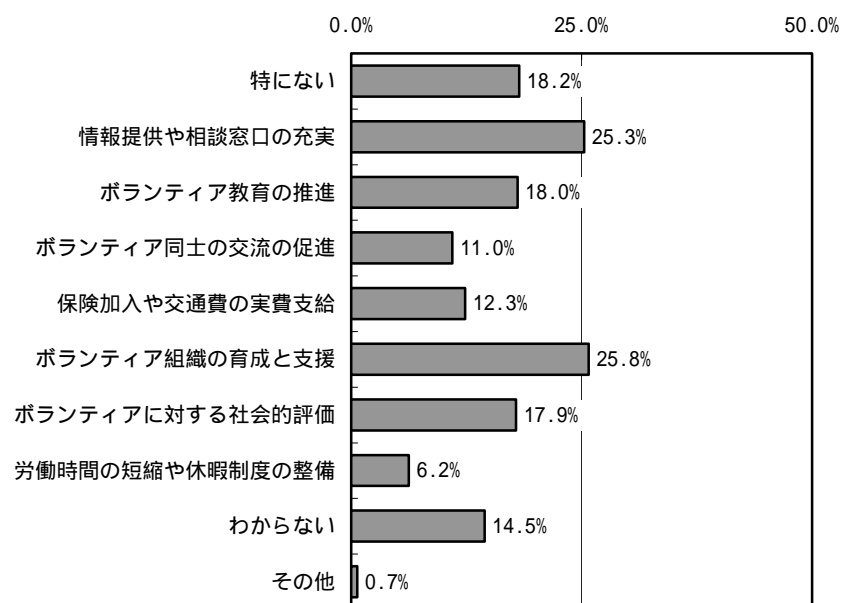


図 4-1-2 ボランティア活動を活発化するために必要だと思うこと 障がい者全体  
 (複数回答、N=2,705)



#### 行事への参加状況

「障がい者の行事への参加状況」は、身体障がい者については5割、精神障がい者については4割が「特に参加していない」と答え、知的障がい者については「レクリエーションへの参加」が約4割、次いで「演劇・映画・音楽・美術鑑賞」、「特に参加していない」の順となっています。

## (6) 生活環境

「外出時に不便・不安を感じること」をたずねたところ、身体障がい者では「道路などの段差や障害物」が最も多く34.2%、次いで「障がい者用トイレや休憩場所が少ない」が30.1%となっています。知的障がい者については「特にない」32.2%、「事故など及びその後の対応」27.0%、精神障がい者については「特にない」38.2%、「周囲の目が気になる」22.7%の順となっています。(図5-1-1～図5-1-3)

図5-1-1 外出時に不便・不安を感じること 身体障がい者  
(複数回答、N=2,328)

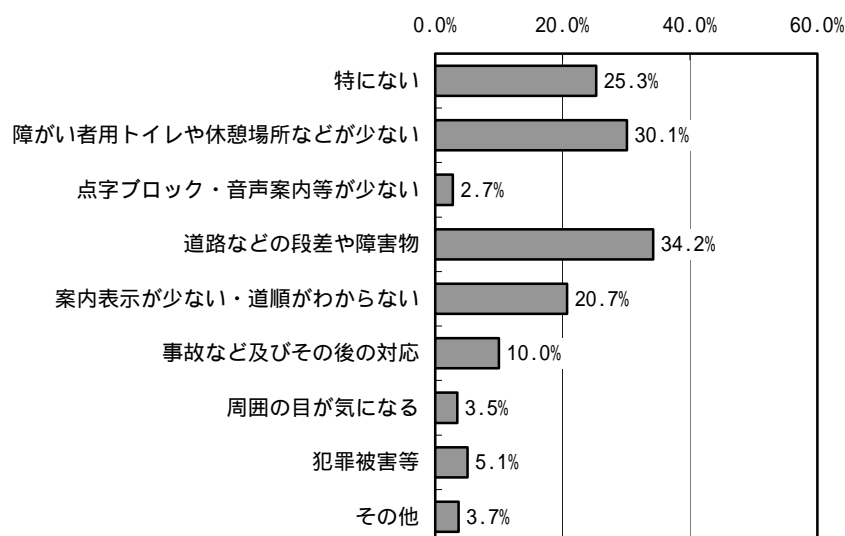


図 5-1-2 外出時に不便・不安を感じること 知的障がい者  
 (複数回答、N = 267)

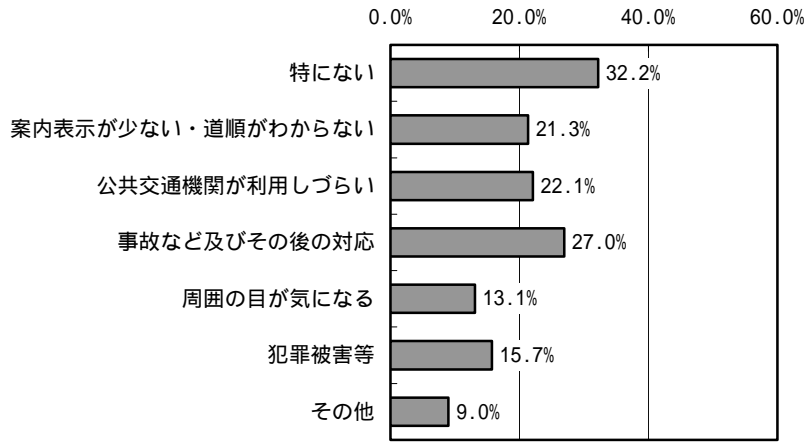
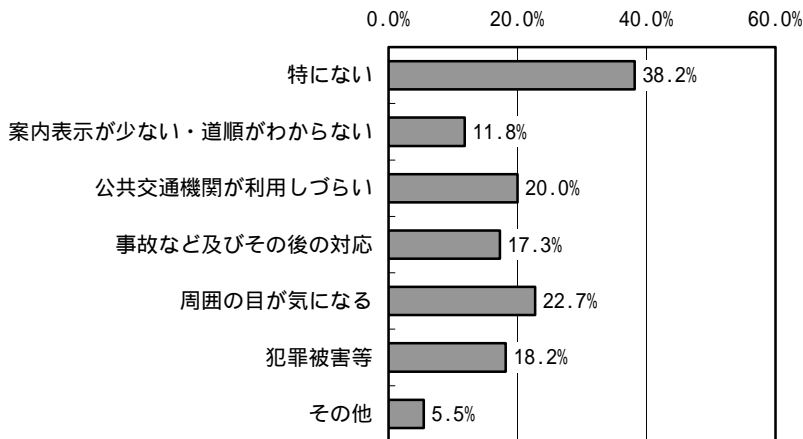


図 5-1-3 外出時に不便・不安を感じること 精神障がい者  
 (複数回答、N = 110)



(7) 情報・コミュニケーション

「福祉に関する情報の入手手段」として最も割合の高いものは、身体障がい者では「市や道の広報など」の47.0%で、知的障がい者と精神障がい者については、「施設・病院」が多く、それぞれ40.4%と54.5%を占めています。(図6-1-1～図6-1-3)

図6-1-1 福祉に関する情報の入手手段 身体障がい者  
(複数回答、N=2,328)

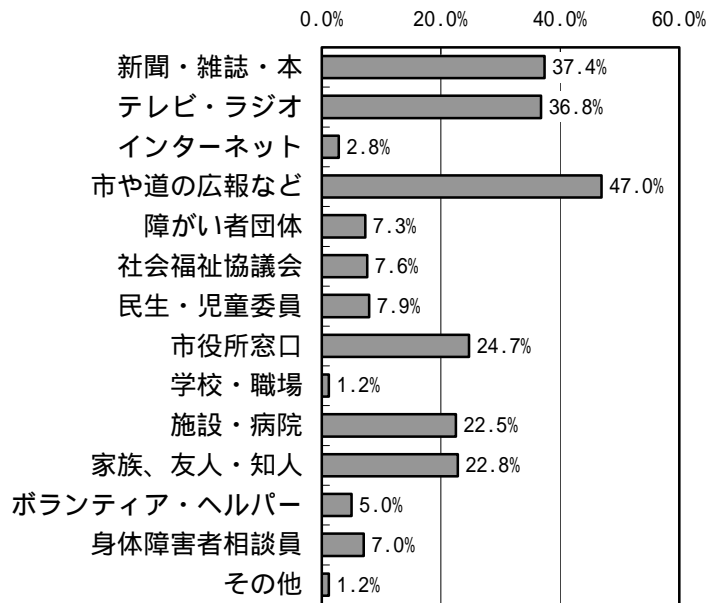


図6-1-2 福祉に関する情報の入手手段 知的障がい者  
(複数回答、N=267)

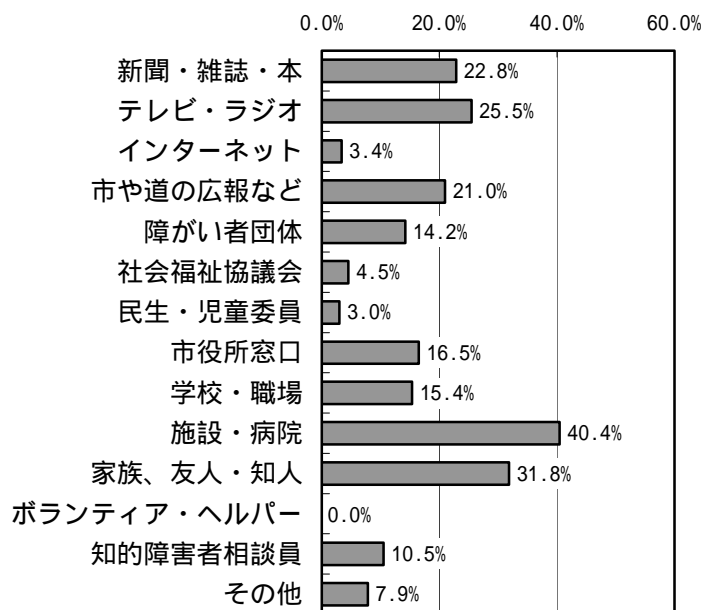
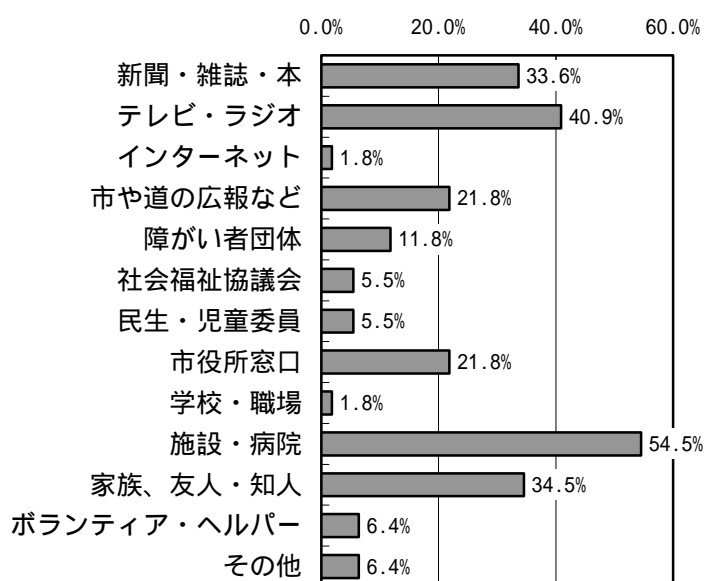


図 6-1-3 福祉に関する情報の入手手段 精神障がい者  
 (複数回答、N = 110)



## 資料6 用語解説

### 【か行】

#### ガイドヘルプサービス

外出時に付き添いが必要な障がい者に対し、付き添いを行うサービス。

#### 学習障がい (LD ; Learning Disabilities)

全般的な知的発達の遅れは見られないが、聞く、読む、話す、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

#### ケアマネジメント

障がいのある人の地域生活を支援するため、保健・医療・福祉のほか、教育・就労などを含めた幅広いニーズと地域の社会資源とを結びつけるための調整を行う仕組み。

#### グループホーム

知的障がい者や精神障がい者の自立支援を目的とした施設。障がい者が何人かで地域にあるアパートや一戸建て住宅などで共同生活し、同居または近くに居住する介助者から食事の提供や健康管理などの援助を受けながら生活する。

#### 高機能自閉症

知的障がいを伴わない自閉症。自閉症特有の社会性、コミュニケーション能力、想像力の3分野に障がいが見られる。知的障がいが無いという診断基準もはっきりしないため、本人や家族が障がいに気付かないこともあり、また周囲にも障がいを理解されにくい。

#### 高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷し、その後遺症で記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能に障がいをきたす病態。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性の変性疾患による障がいを除く。

#### 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 (通称；ハートビル法)

建築物のバリアフリー対応に係る利用円滑化基準を定めた法律。2,000 m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物には適合義務、その他の特定建築物には適合努力義務を課すとともに、利用円滑化誘導基準に適合するよう所管行政庁の認定を受けた場合には、容積率の緩和などの支援を受けることができる旨定めている。

## 【さ行】

### 支援費制度

利用者本位のサービス提供を基本として、障がい者が事業者と対等な立場でサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度。

### 手話通訳者

手話によって、聴覚障がいや言語障がいのある人とのコミュニケーションを仲介する人。

### ショートステイ（短期入所）

日常、介護を行っている家族などが病気などの理由で介護ができない場合に、一時的に施設で預かる制度。

### 身体障害者相談員

「身体障害者福祉法」に基づく身体障がい者の福祉の増進を図るための民間の協力者。地域の身体障がい者の相談に応じ、必要な指導や助言を行うとともに、関係機関・団体などと連携を図り、援護思想の普及などを行う。

### 成年後見制度

判断能力が不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできるだけ生かしながら、権利と財産を守り、支援する制度。

## 【た行】

### 知的障害者相談員

「知的障害者福祉法」に基づく知的障がい者の福祉の増進を図るための民間の協力者。地域の知的障がい者に関する相談に応じて助言などを行うとともに、施設入所や就学、就職などについて関係機関との連絡などを行う。

### 注意欠陥／多動性障がい（ADHD；Attention Deficit Hyperactivity Disorder）

年齢あるいは発達と不釣り合いな注意力や衝動性・多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたしている状態。

### デイサービス

障がい者の自立を支援するため、専門の施設などにおいて日帰りで介護を行う制度。施設では、機能訓練や創作活動などのサービスが行われる。



## 点訳奉仕員

視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人。

## 【な行】

### ノーマライゼーション

障がい者や高齢者などの社会的に不利を負う人たちが、他の人々と同等に社会の一員として行動できる世の中を目指すという考え方。

## 【は行】

### バリアフリー

高齢者や障がい者が日常生活を送ったり社会参加したりするうえで、行動の妨げになるあらゆる障壁を取り除くこと。建物内の段差の解消や点字ブロックの敷設といったハード面だけでなく、制度、情報、心理などソフト面での障壁の除去という意味も含む。

### ホームヘルプサービス（居宅介護）

障がい者や要介護高齢者のいる家庭に人を派遣し、日常生活を支援する制度。

### 北海道福祉のまちづくり条例

障がい者や高齢者、妊産婦など、行動に制限を受ける人々の自由な行動とさまざまな分野への社会参加のため、その基盤となる公共施設や公共交通機関、生活に必要な情報を円滑に利用できる「福祉のまちづくり」を進めるため、道、事業者および道民の責務や整備基準、公共的施設の新築、増改築などに際しての届け出などについて定めた条例。

## 【や・ら・わ行】

### ユニバーサルデザイン

年齢や体格、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が利用可能なように設計などのデザインを行うこと、またはデザインされたもの。

### ライフステージ

幼児・少年・青年・壮年期など、人間の一生をいくつかの段階に区分したときの各段階を示す。

### リハビリテーション

人権の視点に立ち、病気や障がいによって失った生活機能を回復させるため、身体面だけでなく、精神的、社会的、経済的、職業的な面で可能な限り回復を図り、

人間的復権を目指す専門的治療プログラム。

朗読奉仕員

視覚障がい者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読を作成や対面朗読をする人。

## 岩見沢市障がい者福祉計画

平成17年3月

編集・発行

岩見沢市健康福祉部福祉課

〒068 - 8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

0126-23-4111

岩見沢市